

令和 6 年度 土地改良換地士資格試験

A - 1

1. これから試験を始めます。
2. 問題を読み始める前に、A - 2（マークシート）の解答用紙の該当欄にあなたの受験番号を記入するとともに受験番号の英数字をぬりつぶして下さい。
3. 試験 A - 1 は、知識に関する試験の問題で、全部で50問あります。
4. 試験問題をよく読んで、A - 2（マークシート）にある当該問題番号の解答欄で正解と思う数字を一つぬりつぶして下さい。解答のぬりつぶし方は、A - 2の解答記入例（ぬりつぶし方）を参照して下さい。
なお、正解は1問について一つしかないので、二つ以上ぬりつぶすと正解となりません。（問22については、解答例に従ってぬりつぶして下さい。）
5. 解答時間は、2時間30分です。

(問 1) 土地改良法における用語の定義に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 「土地改良施設」には、農業用排水施設、農業用道路のほか、農用地の災害を防止するために必要な土留工や防風林も含まれる。
- 2 「区画整理」には、土地の区画形質の変更の事業とこれに附帯して施行することを相当とする農用地の造成の工事の施行とを一体とした事業が含まれる。
- 3 「農用地の造成」には、農用地以外の土地の農用地への地目変換の事業は含まれるが、農用地間における地目変換の事業は含まれない。
- 4 「交換分合」とは、農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利を互いに他人に移転し、自己に移転させること（交換）を一定地域内の複数権利者間で、同一の手段をもって同時に行うことをいう。

(問 2) 土地改良事業に参加する資格を有する者（土地改良法第3条に規定する資格を有する者）に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 農用地について、その所有者が疾病により自ら耕作を営むことができないため、一時その農用地を他人に貸し付け、耕作の目的に供した場合において、農業委員会が認定をしたときは、当該所有者が事業参加資格者となる。
- 2 農地中間管理機構が、その借り受けている農用地を農地中間管理事業の実施により一時他人に貸し付け、耕作の目的に供した場合において、農業委員会が認定をしたときは、当該農地中間管理機構が事業参加資格者となる。
- 3 国が所有し、現に公共の用に供している施設の敷地について、土地改良法第5条第6項の規定により承認をしたときは、当該土地を所有する国が事業参加資格者となる。
- 4 換地計画において非農用地区域内に換地を定めた従前の土地の所有者は、その従前の土地について事業参加資格者となることはできない。

(問 3) 土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 准組合員が組合員の同意を得て土地改良区に申し出た場合には、組合員との間で賦課金を分担することができるが、准組合員が分担を申し出た賦課金を滞納した場合、土地改良区は准組合員に対して滞納処分を行うことはできない。
- 2 准組合員は、定款で定めるところにより、総会に出席して意見を述べることができるが、総代会には出席することができない。
- 3 施設管理准組合員は、30日前までに予告することで、土地改良区から任意に脱退することができる。
- 4 土地改良区は、土地改良施設の機能の保持又は増進を図るため必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、施設管理准組合員に対し、当該土地改良施設の管理への協力を求めることができる。

(問 4) 土地改良区の役員に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 2 役員（設立当時の役員を除く。）は、定款で定めるところにより、総会で選挙することとされており、定款で定めるところにより、組合員が総会において選任することはできない。
- 3 役員の任期は4年とする。ただし、補欠役員のみ例外として、その前任者の残任期間を任期とすることができる。
- 4 土地改良区は、役員が就任したときは、その氏名、住所及び生年月日を都道府県知事に届け出なければならない。

(問 5) 土地改良区の決算関係書類に関する次の文章中、 から までの空欄に最も適当なものを選びその番号を記入せよ。

理事は、、、収支決算書及び財産目録（土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の農林水産省令で定める土地改良区にあっては、、収支決算書及び財産目録。以下「決算関係書類」という。）を総会に提出しようとするときは、その会日から までに、当該決算関係書類を に提出しなければならない。

- | | | | | |
|---|----------|----------|----------|--------------|
| ア | 1) 事業報告書 | 2) 収支予算書 | 3) 貸借対照表 | 4) 正味財産増減計算書 |
| イ | 1) 事業報告書 | 2) 収支予算書 | 3) 貸借対照表 | 4) 正味財産増減計算書 |
| ウ | 1) 1 日前 | 2) 5 日前 | 3) 1 週間前 | 4) 2 週間前 |
| エ | 1) 理事長 | 2) 理事会 | 3) 監事 | 4) 総会の議長 |

(問 6) 土地改良区の総会に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 総会の議事は、土地改良法又は定款に特別の定めがある場合を除いて、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 定款の変更等、重要事項に関する総会の議事は、総組合員の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上で決する。
- 3 総会を招集するには、その会日から5日前までに、会議の日時、場所及び目的を各組合員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合には、その会日から3日前までに通知すればよい。
- 4 組合員は、総会招集の通知があった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使できるが、この場合の代理人は、他の組合員でなければならない。

(問 7) 国又は都道府県が行う土地改良事業に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良事業に参加する資格を有する者は、15人以上でなければ、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業を国が行うべきことを、農林水産大臣に申請することができない。
- 2 農地中間管理機構は、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業を都道府県が行うべきことを、都道府県知事に申請することができる。
- 3 農林水産大臣は、申請に係る土地改良事業について、土地改良事業計画を定めたときは、当該計画について都道府県知事と協議しなければならない。
- 4 都道府県知事が決定した土地改良事業計画について、利害関係人は、当該計画に対する行政不服審査法の規定に基づく審査請求を行うことができる。また、当該審査請求の裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

(問 8) 土地改良法第118条に規定する土地改良事業に係る立入調査等に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良区の役職員が、土地改良法第118条の規定に基づき、土地改良事業に関し土地等の調査をするためその土地に立ち入って測量する必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知しなければならないほか、当該土地の占有者の請求があったときは、身分を示す証票を呈示しなければならない。
- 2 都道府県の職員が行う土地改良法第118条の規定に基づく測量に対し、土地の占有者が拒否した場合には、土地改良法に規定する罰則が適用される。
- 3 土地改良事業団体連合会の役職員が、土地改良法第118条の規定に基づく測量を行うには、あらかじめ当該土地の所在地の市町村長の許可を受けなければならない。
- 4 国又は都道府県が行う土地改良事業を申請しようとする土地改良事業に参加する資格を有する者は、当該事業に関係のある市町村の事務所につき、無償でその事業に関し必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本の交付を求めることができる。

(問 9) 遺言に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに押印しなければならず、自筆証書遺言を変更するには、変更の場所を指示し、変更した旨を付記して署名するか、又は変更の場所に押印しなければ効力を生じない。
- 2 秘密証書によって遺言をする場合の申述については、遺言者が公証人1人及び証人2人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述しなければならないが、遺言者が障害等により口頭で述べることができない場合には、通訳人の通訳により申述し、又は封紙に自書しなければならない。
- 3 15歳に達した未成年者は、遺言をすることができるが、遺言の証人又は立会人となることはできない。
- 4 成年被後見人は、事理を弁識する能力を欠いている場合には遺言をすることができないが、事理を弁識する能力を一時回復した場合には、医師2人以上の立会いのもとで遺言をすることができる。

(問 10) 次の意思表示のうち、無効なものはどれか。

- 1 相手方の詐欺又は強迫によってした意思表示
- 2 意思表示の表意者がその通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けた意思表示
- 3 意思表示に対応する意思を欠く錯誤又は表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤に基づく意思表示であって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときの意思表示
- 4 表意者がその真意ではないことを知って意思表示をし、かつ相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときの意思表示

(問 11) 物権変動に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 Aが、Bの所有する甲土地に抵当権の設定を受け、その旨の登記がされたが、Bの虚偽の申請によってその登記が不法に抹消され、その後、Bが甲土地をCに売却したときであっても、Aは、Cに対して抵当権の取得を対抗することができる。
- 2 Aが、Bの所有する甲土地の占有を継続し、取得時効が完成した後、その所有権の移転の登記をする前に、第三者であるCがBから甲土地の所有権を取得し、その登記がされたときには、Aは、取得時効を援用し、Cに対して甲土地の所有権の取得を対抗することができる。
- 3 Aが、Bの所有する甲土地をBに無断でCに売却し、その後、AがBから甲土地を購入したときには、Cは、Aから甲土地を購入した時点に遡って甲土地の所有権を取得する。
- 4 Aが、その所有する甲機械をBに譲渡し占有改定による引渡しをした後、Aが無権利者であることについて善意無過失のCが、競売によってAから甲機械を買い受け、平穏公然と現実の引渡しを受けたときであっても、Cは、Bに対して甲機械の所有権を主張することはできない。

(問 12) 先取特権に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 同一の目的物について同一順位の先取特権者が数人あるときは、各先取特権者は、その債権額の割合に応じて弁済を受ける。
- 2 不動産の売買の先取特権の効力を保存するためには、売買契約と同時に、不動産の代価又はその利息の弁済がされていない旨を登記しなければならない。
- 3 一般の先取特権者は、債務者の財産に不動産と不動産以外の財産とがある場合には、まず不動産から弁済を受けなければならない。
- 4 先取特権は、債務者がその目的である動産をその第三取得者に引き渡した後は、その動産について行使することができない。

(問 13) 共有物に関する次の文章中、ア から オ までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。このとき共有者は、別段の ア がある場合を除き、他の共有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負う。

共有物の管理に関する事項は、各共有者の持分の価格に従い、その イ で決することとされており、また共有物の管理者は、共有物の管理に関する行為をすることができる。ただし、共有者の ウ の同意を得なければ、共有物 エ ことができない。

各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができ、オ を超えない期間内は分割をしない旨の契約をすることもできる。この契約は更新することができるが、その期間は、更新の時から オ を超えることができない。

- | | | | |
|-------------|------------------|-------------|------------|
| 1 3年 | 2 5年 | 3 に調整を加える | 4 規定 |
| 5 合意 | 6 過半数 | 7 全員 | 8 3分の2以上 |
| 9 に変更を加える | 10 である建物を建て替える | | |

(問 14) 不動産登記に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 登記名義人の氏名についての変更の登記は、主登記によって登記される。
- 2 「雑種地」から「宅地」に地目が変更されたことにより、地目の変更の登記を申請する場合には、添付情報として地積測量図を提供しなければならない。
- 3 申請に係る不動産の所在地が当該申請を受けた登記所の管轄に属しない場合には、当該申請は却下される。
- 4 手数料を納付して、地図に準ずる図面の全部又は一部の写しの交付を請求することができる者は、当該土地が地図に準ずる図面に表示された土地の所有権の登記名義人に限られる。

(問 15) 不動産の表示に関する登記についての次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 登記記録上の地目が宅地である土地の地積の求積結果が39.126㎡であった場合には、当該土地の登記記録上の地積は、39.12㎡と記載される。
- 2 担保権の登記がある土地についての合筆の登記は、当該担保権の登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付が同一でなければ、することができない。
- 3 地図は、一筆又は二筆以上の土地ごとに作成し、各土地の区画を明確にし、地番を表示する必要がある。
- 4 建物が滅失したときは、当該建物の表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から2週間以内に、当該建物の滅失の登記を申請する義務がある。

(問 16) 次に掲げるもののうち、不動産登記において登記することができないものはどれか。

- 1 採石権
- 2 配偶者居住権
- 3 質権
- 4 留置権

(問 17) 筆界特定制度に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 筆界調査委員は、対象土地の測量又は実地調査を行うときは、あらかじめ、その旨並びにその日時及び場所を筆界特定の申請人及び関係人に通知して、これに立ち会う機会を与えなければならない。
- 2 筆界特定の手続における手続費用は、筆界特定の申請人が負担する。
- 3 筆界特定がされた場合において、民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えにおいて当該筆界特定に係る筆界と抵触する内容の判決が確定したときであっても、当該筆界特定は、その効力を失わない。
- 4 筆界特定とは、一筆の土地及びこれに隣接する他の土地について、筆界の現地における位置を特定することをいい、その位置を特定することができないときは、その位置の範囲を特定することをいう。

(問 18) 土地改良登記令の規定による代位登記に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良事業を行う者は、登記権利者に代わって売買による土地の所有権の移転の登記を申請することができる。
- 2 土地改良事業を行う者が、所有権の保存の登記を表題部所有者の相続人に代わって申請し、その登記が完了した場合には、当該土地改良事業を行う者は、登記官から通知された登記識別情報を当該相続人に通知しなければならない。
- 3 土地改良事業を行う者は、その事業の施行に係る地域内にある土地について、地目の変更の登記がされていない場合であっても、地目の変更の登記を当該土地の表題部所有者に代わってすることはできない。
- 4 土地改良事業を行う者は、所有者に代わって土地の表題登記を申請することはできない。

(問 19) 土地改良法及び土地改良登記令の規定による換地処分の登記に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 換地処分による登記の申請は、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地で登記すべきものが複数ある場合であっても、一の申請情報によってすることを要しない。
- 2 換地処分があった旨の公告があった後は、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に関しては、登記の申請人が確定日付のある書類により公告前に登記原因の生じたことを証明した場合を除き、その土地改良事業による登記をした後でなければ他の登記をすることができない。
- 3 土地改良事業の施行により建物について変動があった場合であっても、当該建物の表示に関する登記の申請は、換地処分による登記の申請と併せてする必要はない。
- 4 換地処分による登記の申請をする場合には、換地処分前の土地の全部についての所在図を提供しなければならない。

(問 20) 戸籍に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 戸籍には、日本国籍を有する旨の直接的な記載はないが、日本国民についてのみ編製されるので、日本国籍を有していることを公証する機能がある。
- 2 日本の国籍を留保する旨の届出は、出生の届出とともにしなければならない。
- 3 外国に居住している日本人同士が婚姻をしようとするときは、その国に駐在する日本の大使にその届出をすることができる。
- 4 戸籍の筆頭に記載されていない日本人が外国人と婚姻をした旨の届出をした場合には、当該日本人の身分事項欄に婚姻した旨が記載されるのみで新戸籍は編製されない。

(問 21) 土地改良法に基づく換地処分と交換分合に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 換地処分と交換分合のどちらも、それ自体は土地改良事業ではない。
- 2 換地処分と交換分合のどちらも、国税の滞納処分による差押えの対象となっている土地を対象として行うことができない。
- 3 換地処分と交換分合のどちらも、農業委員会が行うことができる。
- 4 換地処分と交換分合のどちらも、2以上の市町村の区域にわたって行うことができる。

(問 22) 次の設例の場合において、**集団化率**を求めよ。

なお、集団化率は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。

〔解答例〕

「64.5%」の場合 十の位の「6」、一の位の「4」、小数点以下第1位の「5」をぬりつぶすこと。

〔設 例〕

① 関係農家数	212戸
② 関係権利者数	301人
③ 従前の土地の筆数	809筆
④ 従前の土地の団地数	621団地
⑤ 換地の筆数	466筆
⑥ 換地の団地数	283団地

(問 23) 換地計画書の記載内容に関する次の記述中、正しいものはどれか。

ただし、「所有権に関する明細」をAとし、「所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細」をBとし、「その他特別の定めをする土地の明細」をCとする。

- 1 特別減歩（土地改良法第53条の2の2第1項の規定により従前の土地について地積を特に減じて換地を定めること）とする従前の土地（所有権以外の権利が設定されていない）を「A及びC」に記載した。
- 2 所有権以外の権利として地役権のみ設定されている従前の土地を「Cのみ」に記載した。
- 3 土地改良区が道路の敷地として所有している従前の土地（所有権以外の権利が設定されていない）を「Cのみ」に記載した。
- 4 所有権以外の権利として使用貸借による権利のみ設定されている従前の土地を「A及びB」に記載した。

(問 24) 次の文章中、 から までの空欄に最も適当なものを選びその番号を記入せよ。

換地計画においては、換地及び従前の土地について、それぞれその用途、、土性、水利、傾斜、温度その他の条件及び利用条件を総合的に勘案して、当該換地が、従前の土地にしていなければならない。

また、当該換地の地積の、農林水産省令で定めるところにより算定した従前の土地の地積に対する増減の割合が、にみたないように定めるとともに、換地は、1筆の土地の区域が2以上の^{おおあざ}、大字又は字にわたるよう
^{あざ}に定めてはならない。

- | | | | | |
|---|--------|----------|-------|--------|
| ア | 1) 方角 | 2) 日当たり | 3) 地積 | 4) 標高 |
| イ | 1) 貸付 | 2) 営農 | 3) 自然 | 4) 耕作 |
| ウ | 1) 合致 | 2) 照応 | 3) 対応 | 4) 類似 |
| エ | 1) 1割 | 2) 2割 | 3) 3割 | 4) 5割 |
| オ | 1) 自治会 | 2) 土地改良区 | 3) 集落 | 4) 市町村 |

(問 25) 次の設例において、特別換地の同意（土地改良法第53条第1項ただし書の同意）を必要としないものはどれか。

〔設 例〕

換地計画書中地区総計表

従前の土地の総地積（ ΣO ）	800,959㎡
換地の総地積（ ΣS ）	771,814㎡

- 1 従前の土地2,729㎡に対する換地3,198㎡
- 2 従前の土地2,211㎡に対する換地1,650㎡
- 3 従前の土地5,850㎡に対する換地4,600㎡
- 4 従前の土地3,772㎡に対する換地4,420㎡

(問 26) 土地改良区が行う土地改良事業に係る換地計画において、共同減歩による創設換地（土地改良法第53条の3第1項の規定により換地とみなされる土地）に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 当該換地計画において、共同減歩による創設換地の取得者を定めるには、その者の同意を得る必要がある。
- 2 当該換地計画において、国は共同減歩による創設換地の取得者になることができない。
- 3 当該事業によって生ずる農業用排水機場の用に供される土地を、当該土地を取得することが適当と土地改良区が認めた市町村が取得する場合には、金銭による清算を要する。
- 4 当該事業の施行に係る地域内で農業を営む者が主として利用し、かつ、その大部分が利用する土地改良区の事務所の用に供される土地は、共同減歩による創設換地の対象とならない。

(問 27) 土地改良区が行う土地改良事業に係る特別減歩又は不換地見合いの創設換地（土地改良法第53条の3の2第1項の規定により換地とみなされる土地）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 特別減歩又は不換地見合いの創設換地は、必ず土地改良事業計画において定められた土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内に定めなければならない。
- 2 特別減歩又は不換地見合いの創設換地の取得者は、市町村が当該土地を取得することが適当と認める者でなければならない。
- 3 特別減歩又は不換地見合いの創設換地は、市町村が公共の用に供する施設の用に供する土地として定めることができない。
- 4 特別減歩又は不換地見合いの創設換地は、特別減歩により特に減じた地積又は不換地に係る従前の土地の地積を合計した面積を超えることはできない。

(問 28) 土地改良区が行う不換地の事前指定（土地改良法第53条の2の3第1項の規定により、換地を定めない土地として指定すること）に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 不換地の事前指定を行った場合には、土地改良区は速やかに清算金を支払わなければならない。
- 2 不換地の申出又は同意があった従前の土地について、永小作権を有する者があるときは、その永小作権者の同意を得なければ、不換地の事前指定を行うことができない。
- 3 不換地の事前指定は、その指定に係る土地につき申出又は同意した者に対して、その旨を通知してしなければならない。
- 4 不換地の事前指定を行った従前の土地について、所有権の移転が行われた場合には、当該指定の効力は当該土地の取得者にも及ぶ。

(問 29) 機能交換（土地改良法第54条の2第6項及び第7項の規定による国又は地方公共団体が所有する土地の所有権の消滅及びそれに代わるべき土地の帰属）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 機能交換によって廃止される道路の敷地面積とこれに代わるべき道路の敷地面積に2割以上の増減があった場合であっても、金銭による清算は要しない。
- 2 機能交換によって廃止される道路の用に供している土地について存する従前の権利は、所有権にあっては換地処分のお知らせが届いた日限り消滅する。
- 3 都道府県が所有する水路であっても、その管理を当該都道府県が行っていない場合には、当該水路の敷地は機能交換の対象とすることができない。
- 4 機能交換を行う道路の敷地を所有する市町村は、権利者会議（土地改良法第52条第5項の規定に基づき開催する会議）の構成員ではない。

(問 30) 次に掲げる場合のうち、部分指定（土地改良法第53条第3項の規定に基づき換地を定める場合の権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分の指定）を要しないものはいくつあるか。

- ア 従前の土地の一部に質権が設定されている場合
- イ 従前の土地の一部に賃借権が設定されている場合
- ウ 従前の土地の一部に地役権が設定されている場合
- エ 従前の土地の一部に地上権が設定されている場合

- 1) 1つ 2) 2つ 3) 3つ 4) ない（全て要する）

(問 31) 土地改良区が行う土地改良事業に係る換地計画において、当該土地改良区が徴収し又は支払う清算金及び仮清算金に関する記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良区が換地計画において定めた清算金は、都道府県知事により換地計画の認可があった日において確定する。
- 2 土地改良区は、確定した清算金の額と支払った仮清算金の額との間に差額がある場合には、その差額に相当する額の金銭を徴収し、又は支払わなければならない。
- 3 土地改良区は、都道府県知事の認可を受けなければ、換地計画において定められた清算金を滞納する者に対してこれを督促することはできない。
- 4 土地改良区は、換地計画において定められた清算金の徴収を市町村に委任することはできるが、仮清算金の徴収を市町村に委任することはできない。

(問 32) 次の設例において、従前の土地に対して換地を定めた場合、比例地積清算方式による清算金の額として正しいものはどれか。

ただし、当該清算金の額を事業主体が権利者から徴収する場合は「徴収」、事業主体が権利者に支払う場合は「支払」とする。

また、清算金の額は、算出後の1円未満の端数を切り捨てたものとする。

〔設 例〕

① 従前の土地	地積 6,100㎡	評定価額 2,486,790円
② 換地	地積 5,870㎡	評定価額 2,886,000円
③ 従前の土地の総地積	240,555㎡	
④ 換地の総地積	220,595㎡	
⑤ 従前の土地の総評定価額	117,320,587円	
⑥ 換地の総評定価額	127,339,811円	

- 1 支払額 186,837円
- 2 徴収額 186,837円
- 3 支払額 145,142円
- 4 徴収額 145,142円

(問 33) 土地改良法第53条の6に規定する使用及び収益の停止に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 使用及び収益の停止は、換地計画に基づき換地処分を行うにつき必要な場合にのみ行うことができる。
- 2 使用及び収益の停止は、換地を定めないとされる従前の土地の一部についても行うことができる。
- 3 使用及び収益の停止は、従前の土地につき関係権利者に対して通知した日の翌日から、その効力を有する。
- 4 使用及び収益の停止は、換地処分の公告の前日まで、その効力を有する。

(問 34) 次の設例において、権利者会議（土地改良法第52条第5項の規定に基づき開催する会議）を開催するのに必要な出席者数及び議決に必要な賛成者数は、最小限それぞれ何人か。

ただし、権利者会議の議長は出席者の中から1人選出するものとし、出席者はそれぞれ1つの権利に基づき出席するものとする。

〔設 例〕

① 所有者	399人
② 質権者	5人
③ 賃借権者	32人
④ 地上権者	9人
⑤ 抵当権者	4人
⑥ 永小作権者	1人
⑦ 使用貸借による権利を有する者	17人
⑧ 機能交換の対象となる敷地の所有者としての 地方公共団体	3団体

- | | | | | |
|---|------|------|------|------|
| 1 | 出席者数 | 310人 | 賛成者数 | 206人 |
| 2 | 出席者数 | 311人 | 賛成者数 | 207人 |
| 3 | 出席者数 | 312人 | 賛成者数 | 208人 |
| 4 | 出席者数 | 314人 | 賛成者数 | 209人 |

(問 35) 土地改良区が定めた換地計画の認可申請に係る都道府県知事による適否の決定に関する次の文章中、ア から オ までの空欄に最も適当なものを選びその番号を記入せよ。

都道府県知事は、土地改良区から換地計画の認可の申請があったときは、その換地計画について適否を決定し、その旨を ア に通知するとともに、その申請を適当とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、イ 以上の相当の期間を定めて ウ を縦覧に供しなければならない。

利害関係人は、この決定に対して異議があるときは、縦覧期間の エ から起算して オ 以内に都道府県知事にこれを申し出ることができる。

- | | | |
|---|-----------------|-----------------|
| ア | 1) 管轄登記所 | 2) 当該申請をした土地改良区 |
| | 3) 関係市町村 | 4) 国 |
| イ | 1) 7日 | 2) 14日 |
| | 3) 20日 | 4) 30日 |
| ウ | 1) 土地改良事業計画書の原本 | 2) 土地改良事業計画書の写し |
| | 3) 換地計画書の原本 | 4) 換地計画書の写し |
| エ | 1) 満了の日 | 2) 満了の日の翌日 |
| | 3) 開始の日 | 4) 開始の日の翌日 |
| オ | 1) 5日 | 2) 10日 |
| | 3) 15日 | 4) 20日 |

(問 36) 土地改良区が換地計画の認可申請書に添付する書類に関する次の記述中、必要としないものはどれか。

ただし、それぞれの書類に関する換地は、当該換地計画において定められているものとする。

- 1 抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出があったことを証する書面
- 2 異種目換地（農用地である従前の土地に対して換地計画において土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内に換地を定めること）の同意があったことを証する書面
- 3 当該換地計画において、従前の土地の所有者から換地を定めないことの申出又は同意があったことを証する書面
- 4 当該換地計画に係る権利者会議（土地改良法第52条第5項の規定に基づき開催する会議）の議事録の謄本

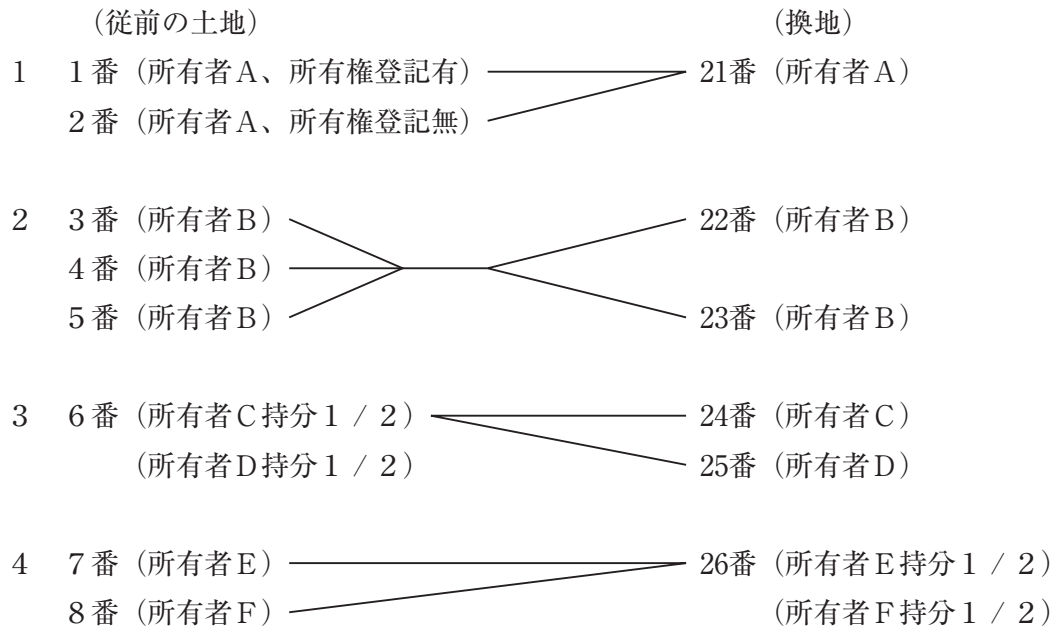
(問 37) 土地改良区が行う換地計画の変更に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 地域の名称の変更に伴う換地計画の変更を行う場合には、権利者会議（土地改良法第52条第5項の規定に基づき開催する会議）の議決を経る必要はない。
- 2 地番の変更に伴う換地計画の変更を行う場合には、関係農業委員会の同意を得る必要はない。
- 3 換地計画の変更について、都道府県知事の認可を受けようとする場合は、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 換地計画の軽微な変更では、土地改良換地士の意見を聴く必要はない。

(問 38) 土地改良区が行う換地処分に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 都道府県知事による換地処分の公告があった場合には、当該換地計画において、従前の土地について存する抵当権は、その公告があった日の翌日から換地について存する抵当権とみなされる。
- 2 換地計画において定められた清算金は、都道府県知事による換地処分の公告があった日の翌日において確定する。
- 3 都道府県知事による換地処分の公告があった場合には、土地改良区は遅滞なくその旨を管轄登記所に通知しなければならない。
- 4 換地処分は、当該換地計画に係る土地につき土地改良法第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、その換地計画において定められた関係事項を通知してする必要がある。

(問 39) 換地の組合せに関する次の記述中、正しいものはどれか。



(問 40) 従前の土地に抵当権が設定されている次の設例の場合において、供託すべき清算金の額として、正しいものはどれか。ただし、抵当権者から供託不要の申出はないものとする。

〔設 例〕

① 従前の土地の地積	2,400㎡
② 従前の土地の評定価額	3,494,000円
③ 従前地比例地積清算方式による 1 ㎡あたりの増価額	15円
④ 換地の地積	2,200㎡
⑤ 換地の評定価額	3,419,000円
⑥ 抵当権の債権額	3,550,000円

- 1 56,000円
- 2 75,000円
- 3 111,000円
- 4 131,000円

(問 41) 換地区（土地改良法第117条の規定により、土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けた場合の当該区）の設定に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 換地区の分割は、土地改良事業計画の重要な部分の変更には該当しない。
- 2 換地区を定める場合には、土地改良事業計画にその旨及びその理由を定めなければならない。
- 3 換地区は、2以上の都府県の区域にわたって定めることができる。
- 4 換地区を定める場合には、各換地区ごとに土地改良事業計画を定めなければならない。

(問 42) 換地計画に係る^{あざ}字の区域の変更に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 字の区域を変更する場合には、市町村長による告示が必要である。
- 2 字の区域を変更する場合には、市町村長が当該市町村の議会の議決を経て、都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 字の区域の変更は、換地処分公告があった日の翌日から効力を生ずる。
- 4 字の区域の変更は、従前の土地の分筆を必要としない。

(問 43) 下図のような地点 A、B、C で囲まれた三角形の土地の面積を算出するため、地点 P においてトータルステーションを使用して測量した結果が表 1 のとおりであるとき、その面積に最も近いものはどれか。ただし、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで求めるものとする。なお、三角関数の値は表 2 のとおりとする。

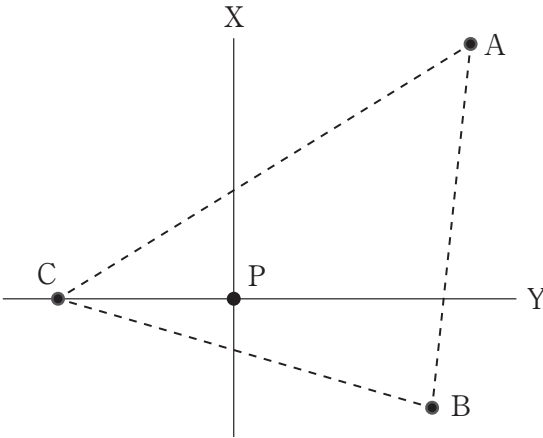


表 1

地点	方向角	平面距離
A	45° 00′ 00″	30m
B	120° 00′ 00″	20m
C	270° 00′ 00″	15m

表 2

三 角 関 数 値					
$\sin 45^\circ$	0.707	$\sin 120^\circ$	0.866	$\sin 270^\circ$	-1.000
$\cos 45^\circ$	0.707	$\cos 120^\circ$	-0.500	$\cos 270^\circ$	0.000
$\tan 45^\circ$	1.000	$\tan 120^\circ$	-1.732	$\tan 270^\circ$	——

- 1 512.4㎡
- 2 517.3㎡
- 3 523.8㎡
- 4 528.9㎡

(問 44) 公共測量作業規程に基づき実施する基準点測量において、GNSS測量機を用いる測量に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 2周波の信号を用いることによって、電離層の影響による誤差を軽減することができる。
- 2 仰角の低いGNSS衛星を使用すると、対流層の影響による誤差が増大するため、受信する電波の最低高度角は15度以上を標準とする。
- 3 10km以上の距離を1周波のGNSS測量機で測量する場合は、5衛星以上の観測を2時間以上行わなければならない。
- 4 GNSS測量では、準天頂衛星システムをGPSと同等の衛星として扱うことができる。

(問 45) 標準的な公共測量作業規程に基づく基準点測量を、電子基準点を既知点とし、GNSS測量機を用いて実施する場合の手続きとして、誤っているものはどれか。

- 1 使用するGNSS測量機は、1年以内に第三者機関による検定を行ったものでなければならない。
- 2 電子基準点の緯度、経度、標高等は、国土地理院のホームページで閲覧できるため、測量成果の使用承認申請を行う必要はない。
- 3 電子基準点を基線解析の固定点としてのみ使用し、現地の測量標を使用しない場合は、測量標の使用承認申請を行う必要はない。
- 4 使用を予定した電子基準点が正常に稼働していない可能性があるため、稼働状況をあらかじめ確認して測量を行う必要がある。

(問 46) 農地法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 耕作を目的として農地に係る権利を遺産の分割によって取得する場合でも農地法に基づく許可が必要である。
- 2 農地又は採草放牧地の使用貸借は、その登記がなくても、その農地又は採草放牧地の引渡があったときは、これをもってその後その農地又は採草放牧地について物権を取得した第三者に対抗することができる。
- 3 農地所有適格法人であって、農地又は採草放牧地を所有しているものは、毎年事業の状況を、農業委員会を経由して、都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 農地又は採草放牧地について所有権を移転する場合には、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないが、包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈により権利が取得される場合には、農業委員会の許可は不要である。

(問 47) 農業振興地域の整備に関する法律に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 都道府県知事の指定した農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。
- 2 市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該計画のうち農用地利用計画について、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して30日以内に市町村に異議を申し出ることができる。
- 4 市町村が農業振興地域整備計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、農業委員会に、当該農業振興地域整備計画書の写しを送付しなければならない。

(問 48) 農地法、農業経営基盤強化促進法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 都道府県が農用地を農用地以外のものにするためその農用地の所有権を取得しようとする場合には、いかなる場合においても、農地法に基づく許可を受けることを要しない。
- 2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について都道府県知事から同意を得た市町村が、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、地域計画区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めた地図の素案を作成し、農業委員会に提出しなければならない。
- 3 農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行うところ、調査の結果、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地があるときは、その農地の所有者又は所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その農地の農業上の利用の意向についての調査を行う。
- 4 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいうところ、「耕作の目的に供される土地」は、現に耕作されている土地を指し、休耕地や不耕作地等の現在は耕作されていなくても耕作しようとするればいつでも耕作できるような土地は含まれない。

(問 49) 河川法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 河川とは、一級河川、二級河川及び準用河川をいう。
- 2 一級河川の管理は、国土交通大臣のみが行う。
- 3 都府県知事が二級河川を指定しようとする場合において、当該河川が他の都府県との境界に係る河川であるときには、当該他の都府県知事に協議しなければならない。
- 4 河川区域には、ダム、水門などの河川管理施設の敷地である土地の区域は含まれない。

(問 50) 国有財産法に関する次の文章中、 から までの空欄に最も適当なものを選びその番号を記入せよ。

国有財産は、行政財産と に分類され、行政財産のうち は、国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したものをいい、行政財産のうち は、国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したものをいう。

行政財産は、その用途又は を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができ、 は、貸し付け、管理を委託し、交換し、売り払い、譲与し、信託し、又は を設定することができる。

- | | | | | |
|---|---------|-----------|----------|----------|
| ア | 1) 普通財産 | 2) 企業用財産 | 3) 自然財産 | 4) 特別財産 |
| イ | 1) 運用財産 | 2) 土地改良財産 | 3) 事業用財産 | 4) 公共用財産 |
| ウ | 1) 皇室財産 | 2) 所要財産 | 3) 公用財産 | 4) 公舎財産 |
| エ | 1) 目的 | 2) 機能 | 3) 効力 | 4) 執行 |
| オ | 1) 公権 | 2) 私権 | 3) 罰則 | 4) 管理規程 |